

2教健第744号  
令和3年1月8日

各県立学校長 様

教 育 長

学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）

令和3年1月7日（木）に政府から埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の4都県に対して、緊急事態宣言が発せられました。これを受け、本日、知事から県民に対して1月9日（土）から2月7日（日）までの期間、対象地域への不要不急の往来を自粛するとともに、対象地域以外の感染が拡大している地域との往来についても慎重に判断することなどが要請されました。

このことを踏まえ、学校においても改めて感染症対策を徹底し、当該期間内における対象地域への不要不急の往来は自粛してください。

なお、大学入試や就職試験、各種全国大会等をやむを得ない事情により往来する場合は、感染症対策に万全を期することとし、往来後は2週間の健康観察を徹底願います。

また、別添1「小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」（令和3年1月5日付け2文科初第1445号）及び別添2「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号）のとおり通知があったことから、下記により必要な感染症対策を講じてください。

おって、今後さらなる感染の拡大等により事態が変化する場合は、改めて通知します。

記

1 各学校における感染症対策の状況の確認について

別添2別紙2のチェックリストを活用し、感染症対策を改めて確認してください。

2 感染リスクが高い学習活動（部活動において実施する場合も含む）について

令和2年6月18日付け2教高第413号「感染リスクが高い学習活動」について（通知）を参考に、次の「感染症対策の基本事項」を徹底し、感染リスクの低減を図った上で実施してください。また、県立学校対応マニュアルで規定する感染レベルが、本県内の今後の感染状況の変化により現在のレベル1からレベル2以上に上がる際には、改めてお知らせしますが、その場合「感染リスクが高い学習活動」は停止してください。

3 県北地区の対応について

令和3年1月5日付け2教高第1310号「学校における新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応について（通知）」によることとします。

（問い合わせ先 高校教育課 主幹 箱崎 電話 024-521-7769）  
（ 特別支援教育課 主幹 赤坂 電話 024-521-7779）  
（ 健康教育課 主幹 佐藤 電話 024-521-7777）

## 感染症対策の基本事項

### 1 児童生徒への指導

児童生徒が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料（文部科学省HP掲載）等を活用して感染症対策に関する指導をより丁寧に行うこと。

### 2 基本的な感染症対策

感染症対策の3つのポイントを踏まえ、取組をさらに徹底すること。

#### (1) 感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握、登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合に帰宅させる等の対応を徹底する。

#### (2) 感染経路を絶つこと

本感染症は、一般的には飛沫感染又は接触感染で感染することから、手洗い、マスク着用による咳エチケットを徹底する。また、清掃活動の中に消毒の効果を取り入れる。

#### (3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導を徹底する。

### 3 「3つの密」の回避

「換気の悪い密閉空間（密閉）」「多数が集まる密集場所（密集）」「間近で会話や発声をする密接場面（密接）」という3つの条件（3つの密）が同時に重なる場を避け、3つの密が重ならない場合でもできる限りそれぞれの密を避ける。更に、「大声」に注意する。

### 4 具体的な活動場面における感染症対策

各教科等や部活動において、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避ける、一定の距離を保つ、同じ方向を向く、回数や時間を絞るなど、可能な範囲で工夫して実施する。

### 5 重症化リスクの高い児童生徒への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患等がある児童生徒、特別支援学校等における障がいのある児童生徒への対応を適切に行う。

### 6 教職員の感染症対策

教職員についても児童生徒と同様、感染症対策に取り組む。

### 7 宿泊を伴う行事の実施について

令和2年6月26日付け2教高第478号「修学旅行など宿泊を伴う学校行事の実施について（通知）」による対応を行う。

### 8 寮や寄宿舎における感染症対策について

居室や共用スペース（食堂、浴室等）における換気や咳エチケット等の基本的感染症対策を徹底する。